**グリーンシート制度の見直しのための本協会関係規則の改正等について**

平成18年２月17日

日本証券業協会

本協会では、平成16年10月にエクイティ市場委員会の下部に設置した「グリーンシート制度の見直しに関するワーキング・グループ」において、フェニックス区分の取扱い及びエマージング区分からオーディナリー区分への移行基準の見直しについて精力的に検討を行ってきた。

今般、この検討の結果がまとまったことを受け、これを実現するために「グリーンシート銘柄に関する規則」（公正慣習規則第２号）等の一部について、以下のとおり所要の整備を行うこととしたい。

| **項　　目** | **内　　　　　容** | **備　　　　考** |
| --- | --- | --- |
| １．見直しの概要 |  |  |
| 1. フェニックス区分の指定条件の導入
 | ○　破産手続き等を必要とするに至ったことを事由として、証券取引所を上場廃止となった発行会社の発行する株式等については、グリーンシート銘柄として取り扱えないものとする。ただし、当該手続き等が完了した後、当該発行会社の法人格が存続する場合に限り、当該発行会社の発行する株式等をフェニックス区分として取扱えることができることとする。○　開示体制の不備及び法令違反又はそのおそれ（以下「開示体制の不備等」とする。）により上場廃止となった銘柄については、当該発行会社において、当該開示体制の不備等の状況が整備、解消され、開示体制等に問題がなくなっていることをフェニックス区分の指定条件とする。 | ・　「株式等」とは、株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券のことをいう。 |
| 1. エマージング区分指定銘柄のオーディナリー区分指定銘柄への移行基準の追加及び判定方法の変更
 | ○　エマージング区分に指定されている銘柄については、エマージング区分への指定日から1年を経過した日を含む事業年度の末日において、指定の際に会社内容説明書に記載した業績に関する計画数値で示した事業の成長性の５割以上が達成されていない場合は、オーディナリー区分に移行する判定基準を設けているが、当該基準に加え、新たに「売上高（又は、営業収益）」、「営業利益」を判定基準の項目に加える。また、指定後最初に行う判定以後２事業年度毎に行う事業の成長性の判断の際には「判定を実施することとなる事業年度末と当該事業年度の直前事業年度末との経営成績の比較」を新たに判定方法として追加することとする。なお、新たに追加することとなる判定基準の項目である「売上高」及び「営業利益」の具体的な判定方法については、現行規則における判定基準（第13条第１項の規定による判定の基準（別表））と同様の取扱いとする。 | ・　ここでいう「経営成績の比較」とは、判定時における「売上高」、「営業利益」、「経常利益」の比較のことを指し、各項目のいずれかが前期比増であることをオーディナリー区分への変更手続きを要しないことの条件とする。 |
| 1. 指定取消しに係る手続き
 | ○　取扱会員より、指定取消しの届出がなされた結果、グリーンシート銘柄の指定が取り消される場合、原則、届出後１ヵ月後にその指定を取り消すこととする。なお、銘柄の指定を取り消すにあたり、当該銘柄の取扱会員及び準取扱会員は、当該銘柄の指定取消しがなされるまでの間、原則、売買及び受渡しについて継続して行わなければならないこととする。（ただし、本協会が売買停止措置を講じた場合には、この限りでない。） | ・　グリーンシート銘柄が指定が取消されない場合における当該グリーンシート銘柄に係る取扱会員の指定取消しについては、従前どおり、届出後、原則10営業日後に当該取扱会員の指定を取り消すこととする。 |
| 1. その他
 | ○　その他所要の整備を行う。 |  |
| ２．施行日 | ○　この改正は、平成18年４月１日から施行する。 |  |

|  |
| --- |
| 内容に関する問い合わせ先：日本証券業協会エクイティ市場部　　　　　担当：佐々木、稲川、水野（TEL:03－3667－8480） |

|  |
| --- |
| パブリック・コメント・スケジュール募集期間：平成18年２月17日から平成18年３月２日午後5時00分まで（必着）パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集郵便の場合：〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町１－５－８日本証券業協会総務部　宛電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp（注）住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。 |